

感謝状の贈呈に関する申し合わせ 説明

【感謝状。市町協会を通じて贈呈】

1. 市町グラウンド・ゴルフ協会役員

- (1) 会長、副会長、理事長及び事務局長 在任期間通算 5年以上10年未満
- (2) 市町協会から年間1人
- (3) 贈呈の時期は、佐賀県 GG 交歓大会の開催時期

佐賀県グラウンド・ゴルフ協会役員等に対する感謝状の贈呈に関する申し合わせ

第1条 佐賀県グラウンド・ゴルフ協会（以下「佐賀県協会」という）役員等に対する感謝状の贈呈に関する規則第2条第1項第4号の対象者の決定及び第7条感謝状の贈呈について、この申し合わせを定める。

第2条 市町グラウンド・ゴルフ協会（以下「市町協会」という）の会長、副会長、理事長及び事務局長として、当該市町協会の運営・普及発展等に顕著な貢献をした者又は団体に対して感謝状を贈呈することができる。

第3条 市町協会長は、当該協会役員会等に諮り、感謝状贈呈予定者を選考し、別紙様式により佐賀県協会長あて申請するものとする。

第4条 佐賀県協会長は、申請の感謝状贈呈者について審査・決定し、「感謝状」を当該市町協会長あて送付するものとする。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成17年4月16日から施行する。
- 2 この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。